

# 国民健康保険の税率を改定します

保険医療年金課 ☎ 8516156

国民健康保険の健全な事業運営を維持するため、令和6年度から保険税率を改定します。

国民健康保険は、国保加入者が納めた保険税などの財源から医療費を支払う、相互扶助の医療制度です。

これまで、加入者の負担を抑えるため、平成25年度の保険税率改定以後、11年間にわたって保険税率を引き上げることなく、国保の適正な事業運営に努めてきました。

しかし、医療技術の進歩・高度化や高齢化の進展により医療費が年々増加し、令和4年度は基金を取り崩して財源補填をするなど、非常に厳しい財政状況となっています。

現行の保険税率のままでは、赤字がさらに拡大していくことが見込まれ、健全な事業運営が難しくなりますので、加入者の皆様のご理解とご協力をお願いします。



ID:1003308

## 課税額(年額)

区分		現行	改定後
基礎課税分	所得割	5.9%	6.5%
	均等割(1人当たり)	2万4500円	2万8200円
	平等割(1世帯当たり)	2万2000円	2万2000円
	課税限度額	65万円	65万円
後期高齢者支援金等課税分	所得割	2.0%	2.2%
	均等割(1人当たり)	9900円	1万500円
	平等割(1世帯当たり)	9000円	9000円
	課税限度額	20万円	22万円
介護納付金課税分	所得割	1.5%	1.8%
	均等割(1人当たり)	9700円	1万1200円
	平等割(1世帯当たり)	6000円	6100円
	課税限度額	17万円	17万円

※ 低所得世帯は前年の世帯総所得額・被保険者数に応じて、自動的に均等割・平等割が7割・5割・2割軽減されます。(所得未申告の場合は申告が必要)

## — 健康保険に二重加入していませんか —

国民健康保険に加入している人が社会保険(職場の健康保険)などに加入した場合は、国民健康保険の脱退手続きが必要です。手続きの方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください。



ID:1003307